

別表第1（第2条関係）

空家等危険度判定基準（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）

※住宅地区改良法施行規則別表第一より

評価区分		評価項目	評価内容	評価点	最高 得点
1	構造 一般の程 度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎 が玉石であるもの	10	50
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎 がないもの	20	
		(2) 柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小 径が 7.5 cm未満のもの	20	
		(3) 外 壁 又 は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界 壁が住宅の独立性を確保するため適当 な構造でないもの	25	
		(4) 床	主要な居室の床の高さが 45 cm未満の もの又は主要な居室の床がないもの	10	
		(5) 天井	主要な居室の天井の高さが 2.1m 未満 のもの又は主要な居室の天井がないも の	10	
		(6) 開口部	主要な居室に採光のために必要な開口 部がないもの	10	
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	(1) 床	ア 根太落ちがあるもの	10	100
			イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾 斜しているもの	15	
		(2) 基礎、土 台、柱又は はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等小 修理を要するもの	25	
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は 破損しているもの、土台又は柱の数ヶ 所に腐朽又は破損があるもの等大修理 を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破 損又は変形が著しく崩壊の危険のある もの	100	

		(3) 外 壁 又 は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(4) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれがある外壁があるもの	10	50
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(2) 防火壁、 界壁	ア 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	10	
			イ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	20	
		(3) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
		(4) 廊下、階 段等	ア 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	10	
			イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	20	
4	電気設備	(1) 主 要 な 居室の電燈	主要な居室に電灯がないもの	20	30
		(2) 共 用 部 部の電燈	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10	
5	給水設備	(1) 水 栓 の 位置	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
		(2) 給水源	ア 井戸水を直接利用するもの	15	

			イ 雨水等を直接利用するもの	30	
		(3) 水 栓 の	ア 水栓を共用するもの	10	
		使用方法	イ 水栓を 10 戸以上で共用するもの	20	
6	排水設備	(1)汚水	ア 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30
			イ 汚水の排水設備がないもの	20	
		(2)雨水	雨樋がないもの	10	
7	台所	(1) 台 所 の 有無	台所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(2) 台 所 の 設備	ア 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10	
			イ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
		(3) 台 所 の 使用方法	ア 台所を共有するもの	10	
			イ 台所を 10 戸以上で共用するもの	20	
8	便所	(1) 便 所 の 有無	便所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(2) 便 所 の 位置	便所が戸内にないもの	10	
		(3) 便 所 の 形式	ア 便槽が改良便槽であるもの	5	
			イ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
		(4) 便 所 の 使用方法	ア 便所を共用するもの	10	
			イ 便所を 10 戸以上で共用するもの	20	

※ 一の評定項目につき当該評定内容が 2 又は 3 ある場合においては、当該評点項目についての評点は、該当評点内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

調査判定者 職・氏名 _____

職・氏名 _____